

小郡市開発行為等整備要綱

小郡市開発行為等整備要綱（平成11年小郡市告示第21号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第12条）
- 第2章 公共・公益施設（第13条－第22条）
- 第3章 環境保全（第23条－第30条）
- 第4章 その他（第31条－第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、開発行為及び建築行為に係る一定の基準を定め、当該基準について事業者の積極的な協力を求め、本市の都市環境を活かした土地利用及び秩序ある都市形成を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に定める開発行為をいう。
- （2） 建築行為 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設をいう。
- （3） 開発行為等 前2号の開発行為、建築行為及び分譲住宅地の造成をいう。
- （4） 事業主 前号の開発行為等を施行するものをいう。
- （5） 施行区域 開発行為等を施行する土地の区域をいう。
- （6） 公共・公益施設 道路、公園・緑地、広場、消防の用に供する施設、上水道、下水道、河川及び水路の用に供する施設、学校、幼稚園及び保育所、集会所、公民館、防犯灯並びにごみ集積施設をいう。
- （7） ワンルーム住戸 1住戸の専用床面積が、25平方メートル以下（ベランダ・バルコニーを除く。）のワンルーム形式の住戸をいう。

（適用の範囲）

第3条 この要綱は、次の各号に掲げる開発行為等について適用する。

- （1） 法第29条の許可を要するもの
- （2） 施行区域の面積が1,000平方メートル以上のもの
- （3） 高さ10メートル以上の建築物又は階数が3以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）の建築行為

- (4) 計画戸数が10戸以上のもの
- (5) 同一事業主が継続施行の結果、前4号のいずれかに該当することとなるもの。
- (6) 複数の事業主が連続した土地において、同時施行の結果、第1号から第4号までのいずれかに該当することとなるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる開発行為等については、この要綱の適用を除外することができる。

- (1) 法第29条第1項第2号及び第3号に規定する建築物の建築行為
- (2) 自己の居住用に供する1戸建ての専用住宅の建築行為
(開発行為等の協議)

第4条 事業主は、この要綱に基づき、開発行為等協議届出書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ協議を済ませなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があった場合に、当該届出書に係る開発行為等が第6条の規定を満たしていると認めるときは、開発行為等の協議済み通知書（様式第2号）により、事業主に通知するものとする。

3 第3条第1項第1号に該当する場合において、第4条第1項の届出は、法第30条の規定による開発行為許可申請書の提出をもって届出があったものとみなし、この場合は前項の通知は省略するものとする。

（開発行為等の変更）

第5条 事業主は、前条の届出内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、開発行為等変更届出書（様式第3号）に変更に係る図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があった場合に、当該変更届出書の内容が開発行為等に支障がないと認めるときは、開発行為等の協議済み通知書により事業主に通知するものとする。

3 第3条第1項第1号に該当する場合において、第5条第1項の届出は、法第35条の2の規定による開発行為変更許可申請書の提出をもって届出があったものとみなし、この場合は前項の通知は省略するものとする。

（公共・公益施設の管理者の同意等）

第6条 事業主は、第4条第1項の規定による開発行為等の協議前に、施行区域にある既存の公共・公益施設、施行区域外にあつて施行区域と接続することとなる道路又は開発行為等の実施に伴って変更若しくは廃止されることとなる公共・公益施設の管理者と協議し、当該開発行為等について同意を得なければならない。この場合において、放流先水路管理者については、放流先水路管理者の同意申請書・同意書（様式第4号）により、道路管理者については、道路管理者の同意申請書・同意書（様式第5号）により行うものとする。

2 事業主は、第4条第1項の規定による開発行為等の協議前に、公共・公益施設に関する協議書（様式第6号）により開発行為等により設置される公共・公益施設を管理することとなる者と当該公共・公益施設的设计、管理、土地の帰属等について協議し

なければならない。

3 第1項について、法第32条第1項による同意を受けたものについては、これを充たすものとする。

4 第2項について、法第32条第2項による協議を済ませたものについては、これを充たすものとする。

(覚書等の締結)

第7条 事業主及び市長は、前条による合意事項について、必要に応じ覚書又は協定書を締結することができる。

2 事業主は、前項の覚書又は協定書を締結する場合は、その締結後に当該開発行為等に着手するものとする。

(公共・公益施設の設置等)

第8条 事業主は、施行区域に必要な公共・公益施設については、自己の負担において設置又は整備するものとする。

2 事業主は、前項の規定による設置又は整備が困難な場合は、設置又は整備及びその費用の負担について市長と協議しなければならない。

(施設の検査)

第9条 事業主は、前条の設置又は整備が完了したときは、各施設管理者の検査を受けるものとする。

2 前項の検査の結果、不備が認められた場合は、事業主の負担において補修するものとする。

(完了届)

第10条 事業主は、開発行為等を完了したときは、市長に開発行為等完了届出書(様式第7号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該開発行為等が第4条の協議の内容に適合しているかについて検査し、適合していると認めたときは、開発行為等完了検査済通知書(様式第8号)により事業主に通知しなければならない。

3 第3条第1項第1号に該当する場合において、第10条第1項の届出は、法第36条の規定による工事完了届出書の提出をもって届出があったものとみなし、この場合は前項の通知は省略するものとする。

(施設の引継ぎ)

第11条 開発行為等に伴い新たに設置した各施設管理者に引継ぐこととなる公共・公益施設は、公共・公益施設引継書(様式第9号)により事業主から当該公共・公益施設の管理者に引継ぎを行うものとする。

2 前項の引継ぎが完了するまでの間は、事業主が当該公共・公益施設を管理し、その責任を負う。

3 第3条第1項第1号に該当する場合において、第11条第1項の届出は、法第32条の第2項の規定による協議により市に引き継ぐこととなった公共・公益施設につい

ては省略するものとする。

(瑕疵担保責任及び管理等)

第12条 前条第1項の引継ぎ後であっても、公共・公益施設の損傷等は、原則として同項の届出の日から2年間までは、事業主の責任において補修するものとする。ただし、事業主に重大な過失があった場合においては、10年間とする。

2 事業主が管理する公共・公益施設であって、その管理を第三者に委託したときは、事業主は、維持管理等についての委託書類の写しを市長に提出するものとする。

第2章 公共・公益施設

(道路)

第13条 事業主は、法に基づく都市計画決定がなされている道路その他予定道路及び施行区域外の道路を阻害することなく、かつ、施行区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように配慮するものとする。

2 既設道路から施行区域に通じる道路（以下「接続道路」という。）を新設し、又は改良する必要がある場合には、事業主の負担において施行するものとする。

3 道路幅員については、原則として主要道路は9メートル以上、一般区画道路は6メートル以上とし、道路の構造等については別に定めるものとする。

4 道路の縦断勾配は、7パーセント以下とし、やむを得ず7パーセントを超える場合は、滑り止め舗装をするものとする。ただし、この場合における縦断勾配は、原則として9パーセントを超えてはならない。

5 道路の交差は、できるだけ避けるものとし、その場合のすみ切りについては、別表第2のとおりとする。

6 電柱、防火水槽等の施設は、道路に設置しないものとする。

7 法第40条の規定により市に帰属する道路（道路と一体となってその効用を全うする施設、工作物及び道路の付属物を含む。）については、開発行為等の竣工後に確定測量を行い、確定図面を市長に提出するものとする。

8 前項に規定するもののほか、この要綱において市に寄附されることとなる公共・公益施設用地についても同様とする。

(公園・緑地等)

第14条 事業主は、施行区域に法の規定に基づき都市計画決定された公園・緑地等がある場合は、当該都市計画決定事項に適合させるものとする。

2 事業主は、都市公園法（昭和31年法律第79号）に定める設置基準により、次の各号に従い、公園の整備を図るものとする。

(1) 施行区域面積が3,000平方メートル以上の開発行為等で、自己の居住用に供する1戸建ての専用住宅以外の分譲住宅地の造成等を目的とするものは、施行区域に、面積の合計が施行区域面積の3パーセント以上となる公園・緑地又は広場を整備し、市に無償譲渡するものとする。

- (2) 住宅以外を目的とする開発行為等にあつては、施行区域に施行区域の面積の3パーセント以上の緑化を図るものとする。ただし、当該開発行為等が工場立地法（昭和34年法律第24号）その他関係法令等の規定に該当するときは、この限りでない。

(消防施設)

第15条 事業主は、施行区域の消防施設の設置について、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に基づき、久留米広域消防本部三井消防署長と協議しなければならない。

- 2 前項の協議により、消防施設の設置が必要と認めた場合は、事業主の負担において設置するものとする。

(上水道施設)

第16条 事業主は、市の給水区域内で開発行為等により水源を市に求めるときは、施行方法等について、事前に水道事業管理者と協議しなければならない。

- 2 上水道施設の設置は、三井水道企業団水道事業給水条例（昭和52年三井水道企業団条例第13号）等によるものとし、すべて事業主の負担で設置するものとする。
3 給水管網未整備地域において開発行為等を行う場合は、専用水道施設とし、すべて事業主の負担で施行し、維持管理についても原則として事業主が行うものとする。

(下水道処理区域内の汚水・雨水排水施設)

第17条 下水道処理区域内における汚水・雨水排水施設の整備については、下水道法（昭和33年法律第79号）及び小郡市下水道条例（昭和62年小郡市条例第21号）によるものとし、技術上の基準は、別に定めるものとする。

(下水道処理区域外の汚水・雨水排水施設及びし尿処理施設)

第18条 下水道処理区域外における汚水・雨水排水施設の整備については、前条の規定に準じるものとする。

- 2 汚水・雨水排水施設及びし尿処理施設の維持管理は、事業主又は利用関係者が行うものとする。
3 汚水・雨水排水施設及びし尿処理施設の放流水に起因して生ずる利害関係者との紛争は、すべて事業主又は利用関係者において解決するものとする。

(河川等排水施設)

第19条 河川等排水施設については、施行区域に限らず、流入が予想される周辺区域を含めた集水区域からの流入量を考慮して設置するものとする。

- 2 開発行為等に伴い総流出量が放流先水路の流下能力を超える場合は、放流先水路管理者と協議のうえ事業主の負担において調整池等を整備するものとする。

(集会室等)

第20条 事業主は、住居戸数が30戸を超える共同住宅を目的とする開発行為等を行う場合には、施行区域に休養室、集会室等を原則として設けるものとする。

(防犯灯)

第21条 事業主は、施行区域及びその周辺（接続道路を含む。）の交通安全及び防犯のため、防犯灯の設置及び管理について、市長と協議しなければならない。

2 前項の協議により、防犯灯の設置が必要と認めた場合は、事業主の負担において設置するものとする。

（ごみ集積施設）

第22条 事業主は、中高層建築物又は住居戸数が10戸以上の共同住宅を目的とする開発行為等を行う場合には、施行区域にごみ集積施設を設置するものとする。

2 ごみ集積施設は、可燃性ごみ及び不燃性ごみの兼用集積施設とし、施設の基準は、別に定めるものとする。

3 設置するごみ集積施設は、市に帰属しないものとする。

4 事業主は、ごみ集積施設に関する誓約書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

第3章 環境保全

（開発行為等の事前説明）

第23条 事業主は、施行区域面積1,000平方メートル以上又は中高層建築物の開発行為等を施行しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、施行区域の区長、施行区域外において開発行為等により影響を及ぼすと予想される区域の区長、利害関係者及び近隣住民に事前に説明するものとする。

（1） 開発行為等の概要に関すること。

（2） 日照及び電波障害に関すること。

（3） 工事中における騒音及び振動に関すること。

（4） その他近隣住民に影響を及ぼすおそれのあること。

2 事業主は、前項の規定により説明を行った区長の意見を聴取の上、その内容を開発行為等の施行意見書（様式第11号）により市長に報告するものとする。

3 事業主は、利害関係者及び近隣住民に対して行った事前説明の内容及び結果を事前説明報告書（様式第12号）により市長に報告するものとする。

4 事業主は、開発行為等に関する誓約書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（公害及び災害の防止）

第24条 事業主は、開発行為等の施行において、公害及び災害の発生を未然に防止するため、公害関係法令等の定める環境基準を遵守し、市長の指導に従うものとする。

（ため池施設）

第25条 事業主は、施行区域にため池が存在するときは、自然環境保全のため、公園・緑地等として整備するものとする。

2 前項の場合において、ため池の埋立てを必要とするときは、水利関係者及び放流先水路管理者の同意を得るものとする。

（農林施設）

第26条 事業主は、農地、山林等の開発行為等によって、かんがい水源が減少し、又は汚染されるおそれがある場合には、市長と協議のうえ、自己の責任において農業経営等に支障のないよう必要な措置を講じるものとする。

2 農地等との境界には、関係者と協議のうえ、防災用施設の設置等適切な措置を講じるものとする。

(景観及び緑化)

第27条 事業主は、施行区域及びその周辺の景観が損なわれないよう自然の保全に努めるとともに、緑化の推進を図るものとする。

(文化財の保護)

第28条 事業主は、施行区域の埋蔵文化財の有無を事前に確認し、埋蔵文化財があるとき又は発掘調査等の必要が生じたときは、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「文財法」という。）に定める所定の手続きについて、市教育委員会と協議のうえ、その指示に従うものとする。

2 事業主は、開発行為等の施行中に文財法に定める埋蔵文化財を発見したときは、その現状を変更してはならない。

3 事業主は、前項の埋蔵文化財については、市教育委員会の指示に従い、文財法の規定による処置を遅滞なく行うものとする。

(安全施設の設置)

第29条 事業主は、施行区域に法面等があるときは、法面の保護及び法肩に防護柵等の設置を行うものとする。

2 交通安全施設については、市長と協議のうえ、設置するものとする。

(電波障害の防止)

第30条 事業主は施行区域の周辺において、電波障害の発生の有無についてあらかじめ調査するとともに、障害を受けると予想される者その他関係者と協議し、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

2 事業主は、前項の措置を講じた場合は、電波障害防止対策結果報告書（様式第14号）により市長に報告しなければならない。

第4章 その他

(区画の規模)

第31条 分譲住宅地造成を目的とする開発行為等における1区画の面積は、原則として165平方メートル以上とする。ただし、都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められている場合は、それを優先するものとする。

(要綱の不履行)

第32条 この要綱に従わずに行った事業については、市長は事業主に対し、必要な指導勧告を行うことができる。

(紛争解決)

第33条 開発行為等の施行において、事業主の責に帰すべき事項による紛争は、事業

主の責任において解決するものとする。

(補則)

第34条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の小郡市開発行為等整備要綱（以下「旧要綱」という。）第5条による同意を得て申請したものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際に、旧要綱による様式については、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の小郡市開発行為等整備要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1 (第 4 条関係)

開発行為等協議届出書に添付する書類

No.	提出書類一覧
1	放流先水路管理者の同意申請書・同意書 (様式第 4 号)
2	道路管理者の同意申請書・同意書 (様式第 5 号)
3	公共・公益施設に関する協議書 (様式第 6 号)
4	ごみ集積施設に関する誓約書 (様式第 10 号)
5	開発行為等の施行意見書 (様式第 11 号)
6	事前説明報告書 (様式第 12 号)
7	開発行為等に関する誓約書 (様式第 13 号)
8	土地の全部事項証明書
9	付近見取り図
10	公図 (字図)
11	現況図
12	土地利用計画図
13	求積図
14	造成計画平面図
15	造成計画縦横団図
16	排水施設計画平面図
17	排水施設縦横断図
18	給水施設計画平面図
19	道路計画縦横断図
20	がけの断面図
21	擁壁の断面図
22	道路構造図
23	工作物構造図
24	建物平面図・立面図
25	官民境界協議書
26	その他必要な書類

別表第2（第13条関係）

道路交差すみ切り表

道路幅員 \ 道路幅員		道路幅員		12メートル	9メートル	(6.5メートル) 6メートル	4メートル
		交差角度					
4メートル	120度前後		3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
	90度前後		3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
	60度前後		3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
(6.5メートル) 6メートル	120度前後		3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
	90度前後		3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
	60度前後		3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
9メートル	120度前後		4メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
	90度前後		5メートル	4メートル	3メートル	3メートル	3メートル
	60度前後		5メートル	5メートル	3メートル	3メートル	3メートル

様式第1号（第4条関係）

A 開発行為等協議届出書

小郡市開発行為等整備要綱第4条第2項に基づく開発行為等の協議を届け出ます。

年 月 日

小 郡 市 長 殿

〒

事業主住所又は所在地 _____
(法人の場合は所在地)

事業主氏名又は名称 _____ 印

TEL _____

開発行為等の概要	1. 施行区域	小郡市
	2. 施行区域の面積	. m ²
	3. 予定建築物等の用途	
	4. 工事期間年月日	. . から . . まで 又は許可後 日間
	5. 自己の業務の用に供するものか否かの別	ア. 自己の業務 イ. 自己外
	6. 設計者の住所氏名	住所 _____ 氏名 _____ TEL ()
	7. 工事施工者の住所氏名	住所 _____ 氏名 _____ TEL ()

記入上の注意事項

- ※A-3欄は次の要領で記入してください。
 ア. 専用住宅（戸建分譲、共同住宅の別）
 イ. 併用住宅（住宅以外の用途を明示）
 ウ. 工場（工場の内容をを詳細に明示）
 エ. 倉庫（収納物品を明示）
 オ. その他（内容を詳細に明示）

受 付

B 開発行為等に関する協議の一覧表

種 別	協議先名	協議年月日	摘要
1. 里道（国・市）		. .	
2. 水路（国・市）		. .	
3. 取付先道路		. .	
4. 放流先水路		. .	
5. 下水道施設		. .	
6. ごみ集積施設		. .	
7. 水道施設		. .	
8. 公園		. .	
9. 消防水利施設		. .	
10. 埋蔵文化財		. .	
11.		. .	

C 設計説明書

1 設計の方針	開発行為等の目的									
	基本方針									
2 地域地区等	ア. 市街化区域		<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域		<input type="checkbox"/> 近隣商業地域					
	イ. 市街化調整区域		<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域		<input type="checkbox"/> 商業地域					
3 区域内の土地の現況	面積	宅地	農地	里道水路等(国・市)	その他	合計				
	比率%									
4 土地利用計画	区分	建築物の敷地			公共施設用地			その他	合計	
		一般住宅	公益施設	道路	水路	公園	その他			
	面積 (m ²)	戸建								
		共住								
比率%										
5 整備計画	公益施設の名称		敷地面積 (m ²)			整備計画 (建設時期等)				
6 樹木の保存方法	7 表土の保存方法			8 緩衝帯の設置内容						
				(幅 m)						
9 給水施設	ア. 公営水道		ア. 消火栓 カ所		ア. 公共下水道		12 戸建			
	イ. 専用水道		イ. 防火水槽		イ. 合併浄化槽					共住
	ウ. その他		ウ. その他		ウ. 汲取		計			
			エ. ガス施設		エ. その他					13 計画人口

D 公共施設の整備計画

種別	幅員別内訳						計	摘要	
	幅員								
新設道路	幅員						/		
	延長								
	管理者								
	用地の帰属								
付替道路	幅員						/		
	延長								
	管理者								
	用地の帰属								
拡幅道路	幅員						/		
	延長								
	管理者								
	用地の帰属								
小計	註 幅員別内訳欄が不足の時は 同じ形式で貼り足してください。						延長 面積		
水路関係	種別	延長面積	管理者	用地の帰属	そ の 他	種別	面積	管理者	用地の帰属
	新設水路					公園	ヶ所 ㎡		
	付替水路					緑地等	ヶ所 ㎡		
	改修水路					消防水利施設	ヶ所 ㎡		
						給水施設	㎡		
						排水施設	㎡		
小計									

様式第2号（第4条、第5条関係）

開発行為等の協議済み通知書

事業主	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
施行区域の名称 小郡市		
施行区域面積 m ²	予定建築物等の用途	
工事施行者	工事予定年月日 から	
ア 自己の業務 イ 自己外		
備考		

小郡市開発行為等整備要綱 第4条第2項
第5条第2項 の規定に基づき、上記の事業については、協議が整ったので通知します。

第 号
年 月 日

殿

小郡市長

様式第5号（第6条関係）

道路管理者の同意申請書・同意書

事業主 住所又は所在地 氏名又は名称				
施行区域の所在				
開発行為等の目的				
施行区域の面積				
路線名				
工事場所				
工作物及び工事工種	1. 新築 2. 改築	1. 水路・側溝類 4. 埋立て	2. 舗装 5. その他（ ）	3. 歩道
道路占用の有無 占用場所	有り ・ 無し			
占用物件の 種類・数量	名称・規格	幅員 m	長さ m	数量
<p>上記開発行為等に関する上記道路の工事施行・占用について、同意を得たく、小郡市開発行為等整備要綱第6条第1項の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(道路管理者)</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: center;">事業主 住所又は所在地 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p>				
<p>上記申請内容について、小郡市開発行為等整備要綱第6条第1項の規定に基づき、次の条件を付して同意します。</p> <p>条件</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(事業主)</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: center;">道路管理者 住所又は所在地 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

添付書類

1. 位置図 施行区域を赤で着色すること。
2. 公図写し 施行区域を赤枠で明示すること。
3. 造成計画平面図（施行区域を赤枠で明示すること）、構造図
4. 管理者の指示する書類

様式第6号（第6条関係）

公共・公益施設に関する協議書

小郡市開発行為等整備要綱第6条第2項の規定に基づき、下記の開発行為等により設置される公共・公益施設の設計、管理、土地の帰属等について、その公共・公益施設の管理者又は土地の帰属者になろうとする者と事業主との間に協議が整ったことを確認します。

年 月 日

施行場所 小郡市

公共・公益施設の管理者

印

事業主

住所又は所在地

氏名又は名称

印

1. 協議事項

公共・公益 施設の種類	大字	地番	概要	管理者	用地の寄附 ・自己管理	摘要
			台帳面積 (種別)			

2. 添付書類

- ①土地の全部事項証明書 ②公図 ③平面図（土地利用計画図） ④地籍図
⑤付近見取図 ⑥その他

開発行為等完了届出書

小郡市長 殿	
年 月 日	
(事業主) 住所又は所在地	
氏名又は名称 印	
小郡市開発行為等整備要綱第10条第1項の規定に基づき、開発行為等に関する工事が、次のとおり完了しましたので届け出ます。	
協議済番号	年 月 日 第 号
工事完了年月日	年 月 日
施行区域	小郡市

添付書類

1. 竣工写真
2. 公共・公益施設引継書
3. 公共・公益施設確定測量図
4. 完成平面図
5. 電波障害報告書

様式第8号（第10条関係）

開発行為等完了検査済通知書

事業主	住所又は 所在地	
	氏名又は 名称	
協議済番号	年 月 日 第 号	
工事完了年月日	年 月 日	
施行区域	小郡市	

上記の開発行為等に関し完了検査を行ったところ、開発行為等の協議を行った内容に適合していると認められましたので、小郡市開発行為等整備要綱第10条第2項の規定により通知します。

第 号
年 月 日

様

小郡市長

印

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

小郡市長 殿

事業主 住所又は所在地

氏名又は名称 印

公共・公益施設引継書

開発行為等が完了したので、小郡市開発行為等整備要綱第11条第1項の規定により当該開発行為等により新たに設置した公共・公益施設を引き継ぎます。

1 施行区域

小郡市

2 引継施設

公共・公益 施設の種類	平面図 番 号	概 要			管理予定者	用地の寄附	備 考
		幅寸法	延 長	面 積			

※公園、広場、緑地の用に供する用地については、面積のみ記入のこと。

※土地の寄附のない上・下水道管渠については、寸法及び延長のみ記入のこと。

様式第10号（第22条関係）

ごみ集積施設に関する誓約書

年 月 日

小郡市長 殿

1. 施行区域 小郡市

2. 事業主 住所又は所在地
氏名又は名称

小郡市開発行為等整備要綱第22条第4項の規定に基づき、私が上記施行区域における開発行為等に伴い設置する、ごみ集積施設の維持・管理に関しましては、次のとおり適正な維持管理を行うことをここに誓約します。

居住者に、次のことを指導し徹底させます。

- (1) 入居者に、ごみ集積施設の維持・管理の義務が継続されること。
- (2) ごみ集積施設及びその周辺を清潔に保つこと。
- (3) 収集作業の支障となる場所に車両等の障害物を放置しないこと。
- (4) 事業所等が入る場合については、家庭系のごみとは別に適切な処理を行わせること。
- (5) ごみ集積施設に起因して生じる利害関係者との紛争は、すべて事業主において解決すること。
- (6) 収集作業を円滑に行うため、可燃ごみ及び不燃ごみそれぞれが混在しないよう管理すること。
- (7) その他市が指定する事項

様式第 1 1 号 (第 2 3 条関係)

年 月 日

(事業主)

住所又は所在地

氏名又は名称

殿

(意見書)

区 名

区 長 名

印

開発行為等の施行意見書

貴殿が施行する開発行為等に関し説明を受けましたが、小郡市開発行為等整備要綱第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、それに対する意見を下記のとおり申し述べます。

記

.....

.....

.....

.....

.....

.....

例)

- ・ 開発行為等（工事時間及び期間、工事車両の通行等）について協議すること。
- ・ 日照及び電波障害に配慮すること。
- ・ 工事中における騒音及び振動に配慮すること。
- ・ 防犯灯については区長と協議すること。
- ・ その他近隣住民に影響を及ぼすおそれのあることについて配慮すること。

様式第12号（第23条関係）

事前説明報告書

小 郡 市 長 殿		
年 月 日		
事業主	住所又は所在地 氏名又は名称	印
設計者	住 所 氏 名	印
小郡市開発行為等整備要綱第23条第3項の規定により、次のとおり報告します。		
施行区域	小郡市	
事業計画の種類・規模		
説明の方法・出席者等	戸別説明（ 戸）	説明会開催（ 人）
説明対象区域	※地図等で示したものを添付してください。	
説明事項		
質問・要望		
事業主の対応		

様式第13号（第23条関係）

開発行為等に関する誓約書

年 月 日

小郡市長 殿

事業主 住所又は所在地
氏名又は名称 印

設計者 住所
氏名 印

下記施行区域における開発行為等については、近隣住民と問題を生じないように十分注意をはらって施行いたしますが、万一問題が生じたときは誠意を持って交渉にあたり、自己の責任において解決することを、小郡市開発行為等整備要綱第23条第4項の規定に基づき誓約します。

記

施行区域 小郡市

様式第14号（第30条関係）

電波障害防止対策結果報告書

年 月 日

小郡市長 殿

事業主 住所又は所在地

氏名又は名称 印

(電話)

小郡市開発行為等整備要綱第30条第2項の規定により、次の建築物の電波障害防止対策を完了したので報告します。

建築物の所在地及び 名 称	所在地 名 称
建 築 物 概 要	最高の高さ m ・ 軒の高さ m 階 数 : 地上 階

電波障害に係る事後調査結果

(概要) 調査年月日 : 年 月 日
--

(裏面へ)

(裏面)

電波障害防止対策概要

対策実施責任者	住所又は所在地 (電話) 氏名又は名称 印
改善措置施工者	住所又は所在地 (電話) 氏名又は名称 印
共同受信組合代表者	住所又は所在地 (電話) 氏名又は名称 印
防止対策完了年月日	年 月 日
障害予想世帯数	受信局変更 戸 アンテナ対策 戸 共同受信 戸 合計 戸
対策実施世帯数	受信局変更 戸 アンテナ対策 戸 共同受信 戸 合計 戸
共同受信施設の 維持管理方法	

備考

この報告書には、次の書類を添付して下さい。

- (1) 防止対策対象者名簿（住所及び氏名等を記入し、対象者の押印があるもの）
- (2) 事業主と共同受信組合との協議決定事項を記載した書類があれば、その写し
- (3) 障害予想及び対策実施に伴う図書